

お知らせ

R7.8.1 追加(第3次更新)

『令和7年用認可保育施設利用申込みのご案内』につきまして、追加・変更項目がありましたのでお知らせします。

P22 (2)区内小規模保育事業所一覧について(R6.11.13追加)

a(仮)ぶれあ保育園・小村井の延長保育は、スポット延長保育となります。(月極の延長保育は行いません。)

P23 家庭的保育事業所(保育ママ)の受入可能月齢について

(R6.11.13追加)

令和7年7月入所から、家庭的保育事業所(保育ママ)の受入可能月齢が、「生後43日以上」から「生後57日以上」に変更となります。

P31 (1)保育料の決定について(R6.11.13追加)

所得割額の確認方法のQRコードについて、識別ができないため、再掲いたします。



← 所得割額の確認方法
はこちら

P38 主なリンク先一覧について(R6.11.13追加)

指導検査結果一覧のQRコードについて、識別ができないため、再掲いたします。



指導検査結果一覧
(認可保育施設に対する墨田区指導検査の結果を公表しています)
(墨田区ホームページ)

裏面あり

P19（仮）チェリッシュ曳舟保育園、P22（仮）ぶれあ保育園・

小村井の園名及び電話番号について（R7.5.20 追加）

仮名称と電話番号未定で掲載しておりましたが、確定しましたのでお知らせします。

保育園等名及び地図番号		所在地	電話番号
58	チェリッシュ曳舟保育園	東向島 2-36-3	6661-8400
a	ぶれあ保育園・小村井	立花 5-24-11 1F	5631-3140

P35・P36 墨田みどり保育園の一時預かり・定期利用保育

事業の廃止について（R7.5.20 追加）

令和 7 年 4 月 30 日をもって、墨田みどり保育園の一時預かり事業・定期利用保育事業を廃止しました。なお、墨田みどり保育園分園はこれまでどおり「一時預かり事業・定期利用保育事業」を実施しています。

P36 認証保育所：こすもす保育園の閉園について

（R7.5.20 追加）

認証保育所のこすもす保育園につきましては、令和 7 年 3 月 31 日をもって閉園となりました。

P32（5）保育料の軽減制度について（R7.8.1 追加）

東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業拡充による第 1 子保育料無償化に伴い、令和 7 年 9 月からは、認可保育施設を利用する全てのお子様の通常保育料（利用者負担額）が無償となります。この無償化に際し、新たにお手続きをしていただく必要はありません。

なお、本制度は東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の補助金を使用して行うものです。都の当該事業が終了する場合があります。その場合は、子どもの数え方を就学前の範囲内で算定し、第 2 子の保育料は、第 1 子の半額、第 3 子以降の保育料は無償となります。

お問合せ先

墨田区福祉事務所子ども施設課入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

電話 03 - 5608 - 6152・6712

平日 8：30～17：00（水曜日は 19：00 まで）